

大田市の被災者支援制度について

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	○土地・家屋、償却資産の減免（被害程度に応じて 4/10～全部の割合） ○被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度分に限る。
対象となる方	固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	罹災証明書等（写しでも可）が必要
問合せ先	税務課 固定資産税係 Tel0854-83-8024

制度の名称	市民税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	○被害程度・所得に応じて 1/8～全部の割合 ○被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度分に限る。
対象となる方	市県民税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	罹災証明書等（写しでも可）が必要
問合せ先	税務課 市民税係 Tel0854-83-8022

制度の名称	市税及び国民健康保険料の徴収猶予
支援の種類	徴収猶予
支援の内容	○財産が災害にあい、市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）を納付することができないと認められる場合に市税等の徴収を猶予する。 ○被害を受けた日以降に納期限が到来する市税等で、当該年度分に限る。（1年以内）
対象となる方	市税納税義務者及び国民健康保険料納付義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	罹災証明書等（写しでも可）が必要
問合せ先	税務課 徴収係 Tel0854-83-8026

**減免・徴収猶予については、各担当係にご相談してください。**

情報の掲載：大田市ホームページに減免及び猶予に関する記事の掲載

固定資産税

アドレス：[https://www.city.ohda.lg.jp/ohda\\_city/city\\_organization/25/30/688/15863](https://www.city.ohda.lg.jp/ohda_city/city_organization/25/30/688/15863)

徴収係

アドレス：[https://www.city.ohda.lg.jp/ohda\\_city/city\\_organization/25/30/3232](https://www.city.ohda.lg.jp/ohda_city/city_organization/25/30/3232)